

入札者に対する指示書 (維持管理役務 : 総価契約)

西日本高速道路株式会社

入札者に対する指示書（維持管理役務：総価契約）

目次

はじめに

第1 目的

第2 入札者を拘束する書類

第3 入札参加者の義務等

第4 入札前の調査等

第5 入札書の提出の期限及び場所

第6 入札書提出時の書類

第7 入札書の様式

第8 入札書の作成方法

第9 入札書の提出方法

第10 入札の辞退

第10-2 開札の日時及び場所

第11 開札（見積り合せ）の方法

第12 公正な入札の確保

第13 入札の取り止め等

第14 入札の無効

第15 落札者の決定

第16 低入札価格調査

第17 再度入札（再度見積）

第18 同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定

【不落随契対象外の案件については第18-2を「削除」とする】

第18-2 不落札後の随意契約

第19 契約上の注意事項

第20 仕様書等に関する質問

第21 使用する言語

第22 その他

はじめに（入札に参加される方への注意事項等）

1. 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第7号）第6条の規定について「競争参加資格」のうち「西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第7号）第6条の規定」は次のとおり。

西日本高速道路株式会社契約規程実施細則
（契約不適格者）

第6条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を契約の相手方としてはならない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
 - 二 破産者で復権を得ない者
 - 三 経営状態が著しく不健全である者
 - 四 裁判所その他の公的紛争処理機関に係属している事件（規程第2条に定める契約に係るものに限る。）の相手方であり、かつ、当該事件における契約違反の有無その他の対立する利害の重大性を勘案して取締役が契約の相手方として不適当であると特に認めた者
 - 五 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する又はこれに準ずる者として公共工事等からの排除要請が行われ、その状態が継続している者
 - 六 調達の公平性及び信頼性を阻害する等契約の相手方として不適当であると認められる者
- 2 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実の確認後3年以内で要領に定める期間中、契約の相手方としてはならない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
- 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督または検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 六 会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - 七 その他会社に著しい損害を与える等、契約の相手方とすることが不適当と認められる者
 - 八 前各号の一に該当する事実の確認後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人とさせないことができる。

2. 取引停止期間の考え方について

競争参加資格確認申請書の提出期限の日（提出期限の日を含む。）から落札者を決定する日（決定する日を含む。）までの間に西日本高速道路株式会社から取引停止の措置を受けた者は、入札に参加することはできない。仮に入札を行った場合でも当該入札は無効とする。

3. 入札の辞退について

①【一般競争入札又は条件付一般競争入札の場合は次のとおり】

競争参加資格確認申請書を提出した後に、入札を辞退する場合は入札辞退届を提出しなければならない。

なお、入札書を提出した後の辞退は認められない。錯誤（桁間違い等）、積算ミス又は仕様書等の認識不足等により入札金額を誤記入した場合などいかなる理由を問わず、入札の辞退又は入札書の差替え等は一切認めることなく、当該入札は有効な入札として取り扱う。その結果、落札者となった場合に当該契約を辞退すると、基本的に取引停止となるので注意すること。

②【随意契約の場合は次のとおり】

見積り合せを辞退する場合は見積り辞退書を提出しなければならない。なお、見積書を提出した後の辞退は認められない。錯誤（桁間違い等）、積算ミス又は仕様書等の認識不足等により見積金額を誤記入した場合などいかなる理由を問わず、見積の辞退又は見積書の差替え等は一切認めることなく、当該見積り合せは有効な見積り合せとして取り扱う。その結果、契約の相手方となった場合に当該契約を辞退すると、基本的に取引停止となるので注意すること。

4. 不正行為について

入札者（全ての役員、社員、支配人又は使用人）は、本競争入札に関し、以下の「誓約事項」を遵守すること。

また、入札者において、入札に関して不正があると疑われる事象に接した場合は、次の連絡先へ通報すること。

- ①入札公告に記載する担当部署
- ②NEXCO 西日本コンプライアンス通報・相談窓口
(<https://corp.w-nexco.co.jp/corporate/compliance/>)

5. 調査等への協力

入札に際して単価表等の内容から公正な入札の執行に関し疑義が生じた場合、あるいは不正行為等の疑いがあると NEXCO 西日本が認めた場合は別途、ヒアリング・資料の提出等を求める場合がある。入札者は、NEXCO 西日本の要請に対し、真摯かつ適切に対応すること。

6. その他入札等に係る留意事項

入札に際して入札手続が完了するまでは NEXCO 西日本社員への面会等を控えること。

誓約事項

入札者は、法令及び NEXCO 西日本の諸規程等を遵守し、公正な入札契約手続きを行うことを、以下のとおり誓約すること。

- 一 当社（全ての役員、社員、支配人又は使用人）は、次の各号に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項に規定する競売入札妨害若しくは同条第 2 項に規定する談合又は同法第 198 条に規定する贈賄
 - ロ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条に規定する私的独占及び不当な取引制限
 - ハ イ及びロに掲げる行為を行う目的で、NEXCO 西日本の役員又は社員と接触すること
 - 二 当社は、次のいずれにも該当しておらず、契約満了までの将来においても該当することはないこと。
 - イ 役員等（個人である場合はその者、法人にあっては非常勤を含む役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等、その他経営に実質的に関与している者も含む。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等（個人又は法人その他の団体をいう。以下同じ。）。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる法人等。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる法人等。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる法人等。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員との間で社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等。
- 三 当社が前項に該当する又はその恐れがあるとする情報を NEXCO 西日本が認知した場合、当社

は NEXCO 西日本が行う警察当局への事実確認の照会に協力すること。

四 当社は、入札に際して暴力団員等からの不当介入（不当要求、暴力的不当行為及び不当な誹謗中傷による健全な事業推進に対する妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、速やかに警察に通報して捜査上必要な協力を行うとともに、その内容を記載した書面により NEXCO 西日本に報告すること。

五 前4項のいずれかに反する事実が認められたときは、NEXCO 西日本は当社を入札に参加させず、又は入札執行を延期し、若しくは取り止めることができること。また、当社が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てないこと。

以上

第1 目的

この指示書は、西日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が締結する●●業務（以下「業務」という。）の委託契約における入札（随意契約の場合は「見積」と読み替える。特に記載のある場合を除き、以下同じ。）の円滑な遂行と契約の適正な履行を図るために必要な事項について入札に参加する者に指示することを目的とする。

第2 入札者を拘束する書類

入札者は、次に掲げる書類に拘束されるものとする。（このうち第1号、第2号、第3号、第5号、第6号及び第9号を以下「入札関係書類」という。）

- 一 入札公告
- 二 技術審査要領又は入札説明書
- 三 入札者に対する指示書
- 四 入札書
- 五 契約書案（以下「契約書」という。）
- 六 契約書第1条に規定する仕様書等（以下「仕様書等」という。）
- 七 競争参加資格確認申請書
- 八 競争参加資格確認資料
- 九 追録その他これらを補足する書類

第3 入札参加者の義務等

①【一般競争入札及び条件付一般競争入札の場合の第1項は次のとおり】

- 1 入札者又はその代理人（以下「入札参加者」という。）は、入札公告に記載された入札書提出の期限及び場所に、入札書などの必要書類を持参又は郵送（書留郵便若しくは信書便に限る。以下同じ。）により提出しなければならない。

②【随意契約の場合の第1項は次のとおり】

- 1 見積者又はその代理人（以下「見積参加者」という。）は、見積方通知書に記載された見積書提出の期限及び場所に、見積書などの必要書類を持参又は郵送（書留郵便若しくは信書便に限る。以下同じ。）により提出しなければならない。
- 2 入札参加者は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

第4 入札前の調査等

- 1 入札者は、入札前に業務予定箇所、入札関係書類及び業務に関するその他の資料について十分調査するものとする。なお、業務予定箇所を調査しようとするときは、入札者に対する指示書（別紙）（以下「指示書別紙」という。）第1に定める契約担当部署に連絡の上、その指示に従わなければならない。
- 2 入札者は、労働者の供給その他業務に影響を及ぼす他の条件について、十分に満足に行くように調査するものとする。

①【一般競争入札及び条件付一般競争入札の場合の第5は次のとおり。】

第5 入札書の提出の期限及び場所

入札書の提出の期限及び場所は、入札公告に示す期限及び場所とする。

②【随意契約の場合の第5は次のとおり】

第5 見積書の提出の期限及び場所

見積書の提出の期限及び場所は、見積方通知書に示す期限及び場所とする。

第6 入札書提出時の書類

入札参加者は、入札書提出時に次の各号に該当する書類を提出しなければならない。

- 一 競争参加資格確認結果通知書【随意契約の場合は「見積方通知書」とする】の写し

①【一般競争入札又は条件付一般競争入札の場合の第7は次のとおり】

第7 入札書の様式

入札書の様式は、様式第1号のとおりとする。

②【随意契約の場合の第7は次のとおり】

第7 見積書の様式

見積書の様式は、様式第2号のとおりとする。

第8 入札書の作成方法

- 1 入札書の作成は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - 一 入札書の記載数字は、算用数字を用いるものとする。
 - 二 入札金額は、入札関係書類により積算するものとする。なお、入札書の提出期限の前日までに会社が交付した設計図書を修正したときは、訂正後の設計図書に基づき積算するものとする。
 - 三 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた税抜き額を記載すること。なお、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した金額）をもって契約金額とする。
- 2 入札者が入札書を作成する場合の注意点は以下のとおりとする。
 - 一 入札者とは、当該業務における入札及び契約に係る権限を有している者であり、契約を締結する契約の名義人をいう。なお、入札者が法人である場合は、当該法人の代表者に限らず、事業部、支社、営業所の長等も含め、契約を締結する権限を有する者を入札者という。
 - 二 入札書は、契約書作成に用いる入札者の職印をもって作成するものとする。なお、外国人又は外国法人にあっては、入札者の署名を持って代えることができる。
 - 三 入札者が入札書を作成する場合は、開札への立ち会いや再度入札などの入札手続についても入札者が行うものとする。
- 3 代理人が入札書を作成する場合の注意点は以下のとおりとする。
 - 一 代理人とは、入札者から当該業務における入札に係る権限を委任された者をいう。なお、入札者が法人である場合は、入札者と恒常的な雇用関係にある社員を代理人とすること。
 - 二 入札書は、代理人の私印をもって作成するものとする。なお、外国人又は外国法人にあっては、代理人の署名を持って代えることができる。
 - 三 代理人が入札書を作成する場合は、入札者から代理人に対する権限委任を証明する委任状を作成し、提出すること。（様式第1号下段参照）
 - 四 委任状は、契約書作成に用いる入札者の職印をもって作成するものとする。なお、外国人又は外国法人にあっては、入札者の署名を持って代えることができる。
 - 五 代理人が入札書を作成する場合は、開札への立ち会いや再度入札などの入札手続についても当該代理人が行うものとする。なお、代理人の変更や復代理人の選定は認めない。

第9 入札書の提出の方法

- 1 入札書の提出は、持参又は郵送に限るものとし、電送による入札書の提出は、認めないものとする。
- 2 入札参加者は、入札書を提出した後は、開札（見積り合せ）の前後を問わず、引換え、変更又は取下げをすることができない。また、入札の辞退を行うこともできない。
- 3 入札参加者は、二重封筒を用いて、入札書の中封筒に入れた上封印し、指示書別紙第1に定める契約担当部署に提出しなければならない。この場合において、中封筒には入札者名、入札件名及び開札日時を表記し、表封筒には入札件名、入札者名を記載のうえ「入札書在中」と朱筆し、第6第1項の各号で規定する入札書類を表封筒と中封筒の間に入れるものとする。
- 4 郵送により入札書を提出したが提出期限までに送達されない場合、当該入札書は無効とする。

①【一般競争入札又は条件付一般競争入札の場合の第10は次のとおり】

第10 入札の辞退

- 1 入札を辞退しようとする者は、入札書提出の期限前に入札辞退書（様式第4号）を提出しなければならない。また、第17に規定する再度入札を辞退する者も、入札辞退届を提出しなければならないが、辞退の理由は明らかにする必要はない。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けない。

②【随意契約の場合の第 10 は次のとおり】

第 10 見積り合せの辞退

- 1 見積り合せを辞退しようとする者は、見積書提出の期限前に、見積辞退書（様式第 4 号の 2）を提出しなければならない。第 17 に規定する再度見積を辞退する者も、見積辞退届を提出しなければならないが、辞退の理由は明らかにする必要はない。
- 2 見積り合せを辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けない。

①【一般競争入札及び条件付一般競争入札の場合の第 10-2 は次のとおり。】

第 10-2 開札の日時及び場所

開札の日時及び場所は、入札公告に示す日時及び場所とする。

②【随意契約の場合の第 10-2 は次のとおり】

第 10-2 見積り合せの日時及び場所

見積り合せの日時及び場所は、見積方通知書に示す日時及び場所とする。

第 11 開札（見積り合せ）の方法

①【価格落札方式の場合の 1 は次のとおり】

- 1 開札（見積り合せ）は、開札（見積り合せ）の日時に入札参加者の面前において会社の社員が行う。この場合において、落札者（見積りの場合は契約の相手方。以下同じ。）となるべき者が決定する場合は最低入札者名及びその入札金額を、落札者となるべき者が決定しない場合は最低入札価格のみを 2 回朗読するものとする。なお、立ち会いは、入札書を作成した入札参加者のみ行うことができる。

②【総合評価落札方式の場合の 1 は次のとおり】

- 1 開札（見積り合せ）は、開札（見積り合せ）の日時に入札参加者の面前において会社の社員が行う。この場合において、落札者（見積りの場合は契約の相手方。以下同じ。）となるべき者が決定する場合は最高評価者名及びその評価値を、落札者となるべき者が決定しない場合は最低入札価格のみを 2 回朗読するものとする。なお、立ち会いは、入札書を作成した入札参加者のみ行うことができる。
- 2 入札参加者は、開札（見積り合せ）に立ち会う場合は、競争参加資格確認結果通知書【**随意契約の場合は「見積方通知書」とする。以下同じ**】の写し等本人確認ができるものを持参し、必要な審査を受けなければならない。ただし、開札（見積り合せ）の日時を過ぎた場合及び本人確認ができるものを持参しなかった場合は、開札（見積り合せ）の会場に入ることはできない。なお、立ち会いは、入札書を作成した入札参加者のみ行うことができる。
- 3 開札に立ち会う入札参加者がいない場合は、当該入札事務に関係のない会社の社員を立ち会わせて開札を行う。

【条件付一般競争入札、簡易公募型プロポーザル方式、標準プロポーザル方式及び随意契約の場合は次の第 4 項を適用する】

- 4 開札の立ち会いにあたっては、第 17 に示す再度入札を実施する場合に備え、次に示す書類等を持参すること。
 - 一 再度入札に使用する予備の入札書
 - 二 当初の入札書作成に使用した印鑑

第 12 公正な入札の確保

- 1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。なお、入札参加者の間に資本関係および人的関係がある場合において、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることを否定するものではない。

- 3 入札参加者は、落札者（見積りの場合は契約の相手方。以下同じ。）の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札者は、公正な入札の確保を図るため、指示書別紙第2に示す事項を遵守することを誓約した上で入札に参加または代理人を入札に参加させなければならない。

第13 入札の取り止め等

会社は、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められたときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

第14 入札の無効

- 1 次の各号の一に該当する場合は、入札書を無効とする。
 - 一 入札金額が訂正してある場合
 - 二 入札者の記名、押印（外国人又は外国法人にあつては、入札者の署名をもって代えることができる。）が欠けている場合
 - 三 誤字、脱字（数字の脱落を含む。）等により、意思表示が不明確な場合
 - 四 入札書に条件が付されている場合
 - 五 同一入札者の入札書が2通以上投入（提出）されている場合
 - 六 再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額で入札されている場合
 - 七 前各号に掲げる場合のほか、会社の指示に違反し、又は入札書に関する必要な条件を具備していない場合
- 2 次の各号の一に該当する場合は、入札を無効とする。なお、この場合は、再度入札に参加することができない。
 - 一 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - 二 入札に参加するために必要な書類に虚偽の記載をした者の入札
 - 三 同一事項の入札について、入札参加者が他の入札者の代理をしていると認められる場合
 - 四 明らかに連合によると認められる入札を行った場合
 - 五 社員の職務の執行を妨害して入札を行った場合
 - 六 前各号に掲げる場合のほか、会社の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していない場合

第15 落札者の決定

①【価格落札方式の場合の第1項及び第2項は次のとおり】

- 1 落札者は、契約制限価格の範囲内において、最低の価格を提示した者で、第14の規定に該当しない入札を行った者とする。
- 2 契約制限価格の範囲内で最低価格の入札が第14の規定により無効となった場合、又は契約制限価格の範囲内で最低価格の入札者が第16の規定により落札者とされなかった場合は、会社は、契約制限価格の範囲内においてその次に低い入札金額を提示した入札者を落札者となるべき者とするものとする。

②【総合評価落札方式の場合の第1項及び第2項は次のとおり】

- 1 落札者は、契約制限価格の範囲内において、会社にとって最も有利な価格及びその他の条件を提示した者で、第14の規定に該当しない入札を行った者とする。
- 2 契約制限価格の範囲内で評価値の最も高い入札が第14の規定により無効となった場合、又は契約制限価格の範囲内で評価値の最も高い入札者が第16の規定により落札者とされなかった場合は、会社は、契約制限価格の範囲内においてその次に高い評価値の入札を行った入札者を落札者となるべき者とするものとする。
- 3 落札者が決定した場合は、会社から落札者へ落札決定の旨を口頭で通知するものとする。
- 4 落札者が消費税法の免税事業者である場合は、落札決定後直ちに免税事業者届（様式第5号）を提出しなければならない。

第16 低入札価格調査

- 1 落札者となるべき者の入札金額が、その入札金額では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその入札金額で契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適当であると認められるときは、第 15 第 1 項にかかわらず、落札者となるべき者とししないものとする。
- 2 当該業務には、落札者となるべき者の入札金額では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に調査する価格の基準（以下「調査基準価格」という。）がある。
- 3 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札を保留し、調査を実施する（以下「低入札価格調査」という。）。
- 4 低入札価格調査の対象者は、調査に関するヒアリング等について協力しなければならない。
- 5 低入札価格調査の結果、落札者となるべき者の入札金額により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、直ちに低入札価格調査の対象者に落札者となるべき者となった旨を通知するとともに、他の入札者に対してはその旨を電話等の方法により連絡する。
- 6 低入札価格調査の結果、落札者となるべき者の入札金額により契約の内容に適合した履行がなされると認められなかったときは、当該入札者を落札者となるべき者とせず、次順位者を落札者となるべき者とする。この場合、低入札価格調査の対象者に対しては落札者となるべき者とししない旨の通知を、次順位者に対しては落札者となるべき者となった旨の通知をするとともに、他の入札者に対してはその旨を電話等の方法により連絡する。なお、次順位者の入札金額が調査基準価格を下回っていた場合は、あらためて低入札価格調査を行った上で、落札者となるべき者を決定するものとする。

①【一般競争入札の場合の第 17 は次のとおり】

第 17 再度入札

- 1 開札の結果、契約制限価格の範囲内の入札が得られないときは、当初と同じ入札者によって、1 回を限度として再度入札を行い、第 15 の規定と同様の措置により落札者を決定する。ただし、直ちに再度入札を行うことが出来ない場合は、会社が指定する日において再度入札を行う。
- 2 再度入札を行うこととなった場合、第 1 回の開札に立ち会わない者は、会社からの再度入札への参加意思確認の連絡に対し直ちに参加意思の有無を明らかにしなければならない。

②【条件付一般競争入札の場合の第 17 は次のとおり】

第 17 再度入札

- 1 開札の結果、契約制限価格の範囲内の入札が得られないときは、当初と同じ入札者によって、1 回を限度として再度入札を行い、第 15 の規定と同様の措置により落札者を決定する。
- 2 第 1 回の開札に立ち会わない者については、第 1 回の入札については有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなった場合は、再度入札を辞退したものとする。

③【簡易公募型プロポーザル方式、標準プロポーザル方式、随意契約の場合の第 17 は次のとおり】

第 17 再度見積

- 1 見積り合せの結果、契約制限価格の範囲内の見積が得られないときは、当初と同じ見積者によって、再度見積を行い、第 15 の規定と同様の措置により契約の相手方を決定する。
- 2 第 1 回の見積り合せに立ち会わない者については、第 1 回の見積り合せについては有効として取り扱うが、再度見積を行うこととなった場合は、再度見積を辞退したものとする。

第 18 同価格の入札者が 2 者以上ある場合の落札者の決定

- 1 落札となるべき同価格の入札を行った者が 2 者以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて、落札者となるべき者を決定する。
- 2 前項の場合において、当該入札を行った者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない会社の社員がくじを引くものとする。

【不落随契対象外の案件については第 18-2 を削除する。】

①【価格落札方式の場合の第 18-2 は次のとおり】

第 18-2 不落札後の随意契約

落札者がいないとき又は再度入札に付しても契約制限価格の範囲内の入札が得られないときは、

再度入札までの入札手続きにおいて低い入札金額を提示した入札者から順に見積書を徴取して随意契約（以下「不落随意契約」という。）を締結する場合がある。

①【総合評価落札方式の場合の第18-2は次のとおり】

第18-2 不落札後の随意契約

落札者がいないとき又は再度入札に付しても契約制限価格の範囲内の入札が得られないときは、再度入札までの入札手続きにおいて評価値の高い入札者から順に見積書を徴取して随意契約（以下「不落随意契約」という。）を締結する場合がある。

第19 契約上の注意事項

- 1 会社は、契約締結決定の旨を書面で通知するものとする。落札者は、会社所定の書式により契約書を作成し、契約締結決定の通知の翌日から起算して14日以内に記名押印（外国人又は外国法人にあっては、落札者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）の上提出しなければならない。ただし、会社の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- 2 前項の場合において、落札者又は会社が契約書に記名押印しないときは、当該契約は確定しないものとする。
- 3 前項の場合において、契約締結決定通知後、正当な理由がなく落札者が記名押印しないときは当該契約が確定しなかった旨を、会社が契約書に記名押印しないときはその理由を明示してその旨を、それぞれ通知する。
- 4 第1項の契約締結後、速やかに業務内訳明細書（様式第3号）を提出するものとする。
- 5 統括責任者の届けは、様式第6号によるものとする。
- 6 受注者は、再委任等契約の相手方に暴力団関係企業の排除に係る確約書（様式第6号の2）を提出させるものとする。
- 7 受注者は、発注者が前項に係る確約書の確認又は提出を求めた場合、速やかに確認又は提出するための措置を採るものとする。

①【一般競争入札又は条件付一般競争入札の場合の第20は次のとおり】

第20 仕様書等に関する質問

- 1 仕様書等に関する質問がある場合には、質問書（様式第7号）により技術審査要領又は入札説明書に示す契約担当部署へ質問提出期間内に提出するものとする。この場合において、質問書は持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。
- 2 前項により質問書の提出があった場合は、その質問に対して速やかに書面により回答するものとする。なお、質問及び回答内容は入札説明書（条件付一般競争入札の場合は業務提案書作成要領）に示す期間閲覧に供するとともに、申請書等を提出した入札者に電送するものとする。

②【簡易公募型プロポーザル方式又は標準プロポーザル方式の場合の第20は次のとおり】

第20 仕様書等に関する質問

- 1 仕様書等に関する質問がある場合には、質問書（様式第7号）により入札説明書に示す契約担当部署へ質問提出期間内に提出するものとする。この場合において、質問書は持参又は郵送によりするものとし、電送によるものは受け付けない。
- 2 前項により質問書の提出があった場合は、その質問に対して速やかに書面により回答するものとする。なお、質問及び回答内容は入札説明書に示す期間閲覧に供するとともに、技術提案書を提出させる者を選定するまでは参加表明書を提出した者に、技術提案書を提出させる者を選定した後は技術提案書を提出させる者として選定した者に電送するものとする。

③【随意契約の場合の第20は次のとおり】

第20 仕様書等に関する質問

- 1 仕様書等に関する質問がある場合には、質問書（様式第7号）により見積方通知書に示す契約担当部署へ質問提出期間内に提出するものとする。この場合において、質問書は持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。
- 2 前項により質問書の提出があった場合は、その質問に対して速やかに書面により回答するものとする。なお、質問及び回答内容は、見積者に電送するものとする。

第21 使用する言語

契約書類に使用する言語は、日本語とする。

①【一般競争入札による場合、又は、本契約の後に引き続き締結する契約を維持管理役務契約事務処理要領第19条第3項に基づく特命随意契約の対象としない業務を条件付一般競争入札、簡易公募型プロポーザル方式又は随意契約により発注する場合の第22は次のとおり】

第22 その他

- 1 本指示書及び仕様書等に掲げるもののほか、会社に提出する書類については、会社所定の様式によらなければならない。
- 2 当該業務の開始時間は、会社が特に指示する場合を除き、履行期間開始日の午前零時とする。

②【本契約の後に引き続き締結する契約を維持管理役務契約事務処理要領第19条第3項に基づく特命随意契約の対象とする業務を条件付一般競争入札又は簡易公募型プロポーザル方式により発注する場合の第22は次のとおり】

第22 その他

- 1 本指示書及び仕様書等に掲げるもののほか、会社に提出する書類については、会社所定の様式によらなければならない。
- 2 当該業務の開始時間は、会社が特に指示する場合を除き、履行期間開始日の午前零時とする。
- 3 当該業務に係る次年度の委託契約を、当該業務の受託者と随意契約により締結する場合がある。
- 4 当該契約については、履行期間満了前に、会社がA A A、A A、A、B及びCの5段階で業績評価を行い、受託者に評価結果を通知するとともに、必要に応じ改善指示又は指導を行う。この評価結果がB若しくはCの場合又は当該業務の受託者が重大な不祥事や事故等を起こした場合は、次年度の随意契約は締結しない。また、上記の場合には当該契約の次の競争入札に参加することができないことがある。なお、評価期間終了後、履行期間満了日までに評価の結果に重大な影響を及ぼす事象が生じた場合は、これを考慮し、再度業績評価を行う。
- 5 前項の評価結果については会社において閲覧に供する。
- 6 当該契約を落札した者が当該契約の前の年度の受託者と同一である場合に、当該契約の前の年度の契約に対する業績評価結果がCの場合又は当該業務の受託者が重大な不祥事や事故等を起こした場合は、落札者と当該契約の締結をしないことがある。
- 7 当該業務の受託者は、会社の請求に応じ会社法（平成17年法律第6号）第440条第1条又は第2項に定める公告の写し若しくは同条第3号に定める電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書面（会社の請求日を基準日とし、過去1年以内の公告等に限る。）を提出するものとする。この提出がなかった場合は次年度の随意契約を締結しない。
- 8 当該業務の受注者が株式会社でない場合は、会社の請求に応じ貸借対照表又はその要旨の写し（会社の請求日を基準日とし、過去1年以内に作成したものに限る。）を提出するものとする。
- 9 第3項の随意契約を行う場合、会社が契約制限価格を作成するにあたっては、令和●年度【初年度に該当する年度を記載】の契約金額が令和●年度【初年度に該当する年度を記載】契約の契約制限価格に占める割合を考慮するものとする。

③【維持管理役務契約事務処理要領第19条第3項に基づく随意契約（次年度随意契約）により発注する場合の第22は次のとおり】

第22 その他

- 1 本指示書及び仕様書等に掲げるもののほか、会社に提出する書類については、会社所定の様式によらなければならない。
- 2 当該業務の開始時間は、会社が特に指示する場合を除き、履行期間開始日の午前零時とする。
- 3 当該契約については、履行期間満了前に、会社がA A A、A A、A、B及びCの5段階で業績評価を行い、受託者に評価結果を通知するとともに、必要に応じ改善指示又は指導を行う。この評価結果がB又は【当初契約を簡易公募型プロポーザル方式で手続きした場合に記載】Cの場合又は当該業務の受託者が重大な不祥事や事故等を起こした場合には、受託者が次年度の本業務の落札者であっても契約の締結をしないことがある。なお、評価期間終了後、履行期間満了日までに評価の結果に重大な影響を及ぼす事象が生じた場合は、これを考慮し、再度業績評価を行う。

- 4 前項の評価結果については、会社において閲覧に供する。
 - 5 会社が当該業務の契約制限価格を作成するにあたっては、令和●年度【初年度に該当する年度を記載】の契約金額が令和●年度【初年度に該当する年度を記載】契約の契約制限価格に占める割合を考慮するものとする。
 - 6 業務の開始時間は、会社が特に指示する場合を除き、履行期間開始日の午前零時とする。
【当初契約を簡易公募型プロポーザル方式で手続きした場合に7を記載】
 - 7 当該契約を落札した者が当該契約の前の年度の受託者と同一である場合に、当該契約の前の年度の契約に対する業績評価結果がCの場合又は当該業務の受託者が重大な不祥事や事故等を起こした場合は、落札者と当該契約の締結をしないことがある。
- ④【本契約の後に引き続き締結する契約を維持管理役務契約事務処理要領第19条第3項に基づく特命随意契約の対象とする業務を随意契約により発注する場合の第22は次のとおり】**

第22 その他

- 1 本指示書及び仕様書等に掲げるもののほか、会社に提出する書類については、会社所定の様式によらなければならない。
- 2 当該業務の開始時間は、会社が特に指示する場合を除き、履行期間開始日の午前零時とする。
- 3 当該契約については、履行期間満了前に、会社がAAA、AA、A、B及びCの5段階で業績評価を行い、受託者に評価結果を通知するとともに、必要に応じ改善指示又は指導を行う。この評価結果がB若しくはCの場合又は当該業務の受託者が重大な不祥事や事故等を起こした場合は、次年度の随意契約は締結しない。また、上記の場合には当該契約の次の競争入札に参加することができないことがある。なお、評価期間終了後、履行期間満了日までに評価の結果に重大な影響を及ぼす事象が生じた場合は、これを考慮し、再度業績評価を行う。
- 4 前項の評価結果については、会社において閲覧に供する。
- 5 当該業務の受託者は、会社の請求に応じ会社法（平成17年法律第6号）第440条第1条又は第2項に定める公告の写し若しくは同条第3号に定める電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書面（会社の請求日を基準日とし、過去1年以内の公告等に限る。）を提出するものとする。この提出がなかった場合は次年度の随意契約を締結しない。
- 6 当該業務の受託者が株式会社でない場合は、会社の請求に応じ貸借対照表又はその要旨の写し（会社の請求日を基準日とし、過去1年以内に作成したものに限る。）を提出するものとする。

様式第1号（入札書）

入札書

金 _____ 円

（業務名） _____

入札者に対する指示書承諾の上、上記の金額により入札いたします。
備考 上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額が申込みに係る価格である。

令和 年 月 日

住所
会社名
役職名
氏名

印

【入札者（本人／代理人）】

西日本高速道路株式会社
●●支社長（●●支社●●事務所長）●●●● 様

委任状

私は、上記入札書に記名押印した者を代理人と定め、件名の入札及び見積りに関する権限を委任します。

令和 年 月 日

住所
会社名
役職名
氏名

印

【入札者（本人）】

【留意事項】

(1) 入札者について

入札者とは、当該業務における入札及び契約に係る権限を有している者であり、契約を締結する契約の意義人をいいます。したがって、法人の代表者に限らず、事業部、支社、営業所の長等も含め、契約を締結する権限を有する者が入札者となります。

(2) 入札書及び委任状の作成方法

本書は、以下のいずれかの方法により作成してください。それ以外の方法による本書の作成は認めません。

①入札者本人が作成し、入札・開札手続に参加される場合

- ・上段の入札書は、入札者本人の役職名、氏名等を記載し、契約書作成に用いる職印を押印の上、本人／代理人の別について本人を○（マル）で囲んでください。なお、外国人又は外国法人にあっては、職印を入札者の署名を持って代えることができます。
- ・下段の委任状を作成する必要はありません。

②代理人が作成し、入札・開札手続に参加される場合

- ・入札者が法人である場合は、入札者と恒常的な雇用関係にある社員を代理人としてください。
- ・上段の入札書は、代理人の役職名、氏名等を記載し、代理人の印鑑（私印で構いません）を押印の上、本人／代理人の別について代理人を○（マル）で囲んでください。なお、外国人又は外国法人にあっては、印鑑を代理人の署名を持って代えることができます。
- ・下段の委任状は、入札者本人が記載し、契約書作成に用いる職印を押印してください。なお、外国人又は外国法人にあっては、職印を入札者の署名を持って代えることができます。
- ・再度入札及び不落随契においては、当初入札において件名に関する入札の権限を代理人に委任しているため、再度入札及び不落随契での委任状の作成は不要です。

(3) その他

- ・「印鑑証明書」及び「使用印鑑届」の提出は不要です。

様式第2号（見積書）

見積書

金 _____ 円

（業務名） _____

入札者に対する指示書承諾の上、上記の金額により見積いたします。
備考 上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額が申込みに係る価格である。

令和 年 月 日

住所
会社名
役職名
氏名

印
【見積者（本人／代理人）】

西日本高速道路株式会社
●●支社長（●●支社●●事務所長）●●●● 様

委任状

私は、上記見積書に記名押印した者を代理人と定め、件名の見積りに関する権限を委任します。

令和 年 月 日

住所
会社名
役職名
氏名

印
【見積者（本人）】

【留意事項】

- (1) 見積者について
見積者とは、当該業務における見積り及び契約に係る権限を有している者であり、契約を締結する契約の名義人をいいます。したがって、法人の代表者に限らず、事業部、支社、営業所の長等も含め、契約を締結する権限を有する者が見積者となります。
- (2) 見積書及び委任状の作成方法
本書は、以下のいずれかの方法により作成してください。それ以外の方法による本書の作成は認めません。
- ①見積者本人が作成し、見積り合せ手続に参加される場合
・上段の見積書は、見積者本人の役職名、氏名等を記載し、契約書作成に用いる職印を押印の上、本人／代理人の別について本人を○（マル）で囲んでください。なお、外国人又は外国法人にあっては、職印を見積者の署名を持って代えることができます。
・下段の委任状を作成する必要はありません。
- ②代理人が作成し、見積り合せ手続に参加される場合
・見積者が法人である場合は、見積者と恒常的な雇用関係にある社員を代理人としてください。
・上段の見積書は、代理人の役職名、氏名等を記載し、代理人の印鑑（私印で構いません）を押印の上、本人／代理人の別について代理人を○（マル）で囲んでください。なお、外国人又は外国法人にあっては、印鑑を代理人の署名を持って代えることができます。
・下段の委任状は、見積者本人が記載し、契約書作成に用いる職印を押印してください。なお、外国人又は外国法人にあっては、職印を見積者の署名を持って代えることができます。
・再度見積りにおいては、当初見積りにおいて件名に関する見積りの権限を代理人に委任しているため、再度見積りでの委任状の作成は不要です。
- (3) その他
・「印鑑証明書」及び「使用印鑑届」の提出は不要です。

様式第3号（業務内訳明細書）

令和 年 月 日

西日本高速道路株式会社

●●支社長（●●支社●●事務所長）●●●● 様

住 所

会社名

役職名

氏 名

印

（代理人が提出する場合は、「代理人」と記載し、代理人氏名を記載し押印する。）

業務内訳明細書について

（業務名）

提出書類

【業務内訳明細書を電子で提出する場合】

- ・業務内訳明細書の電磁的記録を格納したCD-R

【業務内訳明細書を紙で提出する場合】

- ・業務内訳明細書

【業務内訳明細書は仕様書によるものとする】

様式第4号の1 (入札辞退書)

令和 年 月 日

西日本高速道路株式会社

●●支社長 (●●支社●●事務所長) ●●●● 様

住 所

会社名

役職名

氏 名

印

入 札 辞 退 書

(業務名)

標記について、都合により入札を辞退します。

【辞退の理由】該当する項目に✓印をつけてください。(複数回答可)

その他の場合は括弧内に理由をご記入ください。

- 技術者の確保が困難なため
(上記の場合、技術者の確保が可能な時期について)
 2ヶ月以内 2ヶ月～4ヶ月以内 4ヶ月以上
- 手持ち工事・業務等が多く、施工・施行体制が整わないため
(上記の場合、体制が整う時期について)
 2ヶ月以内 2ヶ月～4ヶ月以内 4ヶ月以上
- 工事・業務等の条件では、採算が合わないと考えられるため
- 自社での施工・完了・履行・納入が困難なため
- 工事・業務等の条件が、希望に合わないため
- 工期・履行期間・納期が適切でないため
- その他 ()

※ご回答いただいた辞退理由は、この案件が契約に至らなかった場合の再発注等の際、参考とさせていただきます。

様式第4号の2 (見積辞退書)

令和 年 月 日

西日本高速道路株式会社

●●支社長 (●●支社●●事務所長) ●●●● 様

住 所

会社名

役職名

氏 名

印

見 積 辞 退 書

(業務名)

標記について、都合により見積を辞退します。

【辞退の理由】該当する項目に✓印をつけてください。(複数回答可)

その他の場合は括弧内に理由をご記入ください。

- 技術者の確保が困難なため
(上記の場合、技術者の確保が可能な時期について)
 2ヶ月以内 2ヶ月～4ヶ月以内 4ヶ月以上
- 手持ち工事・業務等が多く、施工・施行体制が整わないため
(上記の場合、体制が整う時期について)
 2ヶ月以内 2ヶ月～4ヶ月以内 4ヶ月以上
- 工事・業務等の条件では、採算が合わないと考えられるため
- 自社での施工・完了・履行・納入が困難なため
- 工事・業務等の条件が、希望に合わないため
- 工期・履行期間・納期が適切でないため
- その他 ()

※ご回答いただいた辞退理由は、この案件が契約に至らなかった場合の再発注等の際、参考とさせていただくことがあります。

様式第5号（免税事業者届出書）

令和 年 月 日

西日本高速道路株式会社

●●支社長（●●支社●●事務所長）●●●● 様

住 所

会社名

役職名

氏 名

印

免税事業者届出書

下記の期間については、消費税法の免税事業者（同法第9条第1項本文の規定により、消費税を納める義務が免除されている）の予定であるのでその旨届出します。

記

免税期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

以 上

様式第6号（統括責任者届）

令和 年 月 日

西日本高速道路株式会社

●●支社長（●●支社●●事務所長）●●●● 様

住 所

会社名

役職名

氏 名

印

統括責任者届

（業務名）

標記について、下記の者を統括責任者としますので、それぞれ本人の経歴書（別紙）を添えてお届けします。

記

統括責任者

職名

氏名

（注）経歴書は別紙とし、内容に本人の生年月日、取得資格、職歴、当該業務に関する経歴等を記載して下さい。

【業務内容に応じて適宜、必要最低限の経歴等に修正すること。】

以 上

様式第6号の2（確約書）

（確約書作成者の契約相手方）

〇〇 〇〇 様

確 約 書

業務名：_____

上記業務発注者：西日本高速道路株式会社 〇〇支社 〇〇事務所

私は、以下の事項について確約いたします。

- 1 私（当社）は次のいずれにも該当しておらず、契約満了までの将来においても該当しない法人等（個人又は法人その他の団体をいう。以下同じ。）であることを確約いたします。
 - 一 役員等（個人である場合はその者、法人にあっては非常勤を含む役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等、その他経営に実質的に関与している者も含む。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等。
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる法人等。
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる法人等。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる法人等。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員との間で社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等。
- 2 私（当社）は、この確約書のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで標記業務に係る契約を解除されても一切異議を申し立てず、また、賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私（当社）の責任とすることを確約いたします。

令和 年 月 日

所在地

事業者名

代表者名

印

様式第7号（質問書）

令和 年 月 日

西日本高速道路株式会社

●●支社長（●●支社●●事務所長）●●●● 様

住 所

会社名

役職名

氏 名

印

担当部署

担当者

電話番号

F A X 番号

質 問 書

（業務名）

標記について、以下のとおり設計図書等に関する質問をします。

番号	設計図書等の名称 及びページ番号等	質問内容

（備考）

1. 質問事項ごとに番号を付けてください。
2. 質問する内容が記載されている設計図書等（入札説明書、特記仕様書、図面など）の名称及びそのページ番号、条項番号等を記載してください。（例：「入札説明書 P. 10 7(1)」「特記仕様書 P. 7(3)」「図面 No. 25」等）
3. 質問がない場合は、質問書の提出の必要はありません。

入札者に対する指示書（別紙）

第1 契約担当部署は、次のとおりである。

西日本高速道路株式会社〇〇支社〇〇〇〇

（住所）〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇

（電話番号）000-000-0000

第2 入札者は、入札・契約手続きに関して、法令又は貴社の諸規程等を厳守し、公正な入札・契約を行うことを以下のとおり誓約します。

- 1 当社（全ての役員、社員、支配人又は使用人）は、次の各号に掲げる行為を行いません。
 - 一 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する競売入札妨害若しくは同条第2項に規定する談合又は同法第198条に規定する贈賄
 - 二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に規定する私的独占及び不当な取引制限
 - 三 前二号に掲げる行為を行う目的で、貴社の役員又は社員と接触すること
 - 四 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をすること
 - 五 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること
 - 六 監督又は検査の実施に当たり貴社の社員の職務の執行を妨げること
 - 七 正当な理由がなくて契約を履行しないこと
 - 八 貴社に提出する書類に虚偽の記載をすること
 - 九 その他貴社に著しい損害を与えること
 - 十 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用すること
 - 十一 前各号に掲げる場合のほか、法令又は貴社の諸規程等に違反するなど、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる行為
- 2 当社（全ての役員、社員、支配人又は使用人）は、1に規定する不正行為がある事実を知ったときは、速やかに貴社に届け出ます。
- 3 当社は、貴社の定める再就職に関する規制に反して、貴社の役員又は社員であった者を受け入れません。
- 4 当社は、当社が1、2又は3に違反したと認められる場合は、貴社の入札において、当社の競争参加資格が認められないことがあることについて、異議はありません。
- 5 当社は、当社が1第一号又は第二号に違反したと認められ、貴社と締結する契約書に基づき、貴社から違約金を請求された場合は、これを支払います。
- 6 当社は、1又は3に規定する不正行為等の疑いがあると貴社が認めるときは、貴社の要請に基づき、ヒアリング、資料の提出等に協力します。
- 7 この誓約に関し当社と貴社の間に紛争が生じ、協議が整わなかったときは、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とし、調停又は訴訟により解決を図るものとします。

以 上

標準例 1 - 2 (標準) 入札者に対する指示書 (維持管理役務 : 総価単価契約、単価契約) (第 7 条関係)

入札者に対する指示書
(維持管理役務 : 総価単価契約【単
価契約】)

西日本高速道路株式会社

入札者に対する指示書（維持管理役務：総価単価契約【単価契約】）

目次

はじめに

第1 目的

第2 入札者を拘束する書類

第3 入札参加者の義務等

第4 入札前の調査等

第5 入札書の提出の期限及び場所

第6 入札書提出時の書類

第7 入札書等の様式

第8 入札書の作成方法

第9 入札書の提出方法

第10 入札の辞退

第10-2 開札の日時及び場所

第11 開札（見積り合せ）の方法

第12 公正な入札の確保

第13 入札の取り止め等

第14 入札の無効

第15 落札者の決定

第16 低入札価格調査

第17 再度入札（再度見積）

第18 同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定

【不落随契対象外の案件については第18-2を「削除」とする】

第18-2 不落札後の随意契約

第19 契約上の注意事項

第20 仕様書等に関する質問

第21 使用する言語

第22 その他

はじめに（入札に参加される方への注意事項等）

1. 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第7号）第6条の規定について「競争参加資格」のうち「西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第7号）第6条の規定」は次のとおり。

西日本高速道路株式会社契約規程実施細則
（契約不適格者）

第6条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を契約の相手方としてはならない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
 - 二 破産者で復権を得ない者
 - 三 経営状態が著しく不健全である者
 - 四 裁判所その他の公的紛争処理機関に係属している事件（規程第2条に定める契約に係るものに限る。）の相手方であり、かつ、当該事件における契約違反の有無その他の対立する利害の重大性を勘案して取締役が契約の相手方として不適当であると特に認めた者
 - 五 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する又はこれに準ずる者として公共工事等からの排除要請が行われ、その状態が継続している者
 - 六 調達の公平性及び信頼性を阻害する等契約の相手方として不適当であると認められる者
- 2 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実の確認後3年以内で要領に定める期間中、契約の相手方としてはならない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
- 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督または検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 六 会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - 七 その他会社に著しい損害を与える等、契約の相手方とすることが不適当と認められる者
 - 八 前各号の一に該当する事実の確認後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人とさせないことができる。

2. 取引停止期間の考え方について

競争参加資格確認申請書の提出期限の日（提出期限の日を含む。）から落札者を決定する日（決定する日を含む。）までの間に西日本高速道路株式会社から取引停止の措置を受けた者は、入札に参加することはできない。仮に入札を行った場合でも当該入札は無効とする。

3. 入札の辞退について

①【一般競争入札又は条件付一般競争入札の場合は次のとおり】

競争参加資格確認申請書を提出した後に、入札を辞退する場合は入札辞退届を提出しなければならない。

なお、入札書を提出した後の辞退は認められない。錯誤（桁間違い等）、積算ミス又は仕様書等の認識不足等により入札金額を誤記入した場合などいかなる理由を問わず、入札の辞退又は入札書の差替え等は一切認めることなく、当該入札は有効な入札として取り扱う。その結果、落札者となった場合に当該契約を辞退すると、基本的に取引停止となるので注意すること。

②【随意契約の場合は次のとおり】

見積り合せを辞退する場合は見積り辞退書を提出しなければならない。なお、見積書を提出した後の辞退は認められない。錯誤（桁間違い等）、積算ミス又は仕様書等の認識不足等により見積金額を誤記入した場合などいかなる理由を問わず、見積りの辞退又は見積書の差替え等は一切認めることなく、当該見積り合せは有効な見積り合せとして取り扱う。その結果、契約の相手方となった場合に当該契約を辞退すると、基本的に取引停止となるので注意すること。

4. 不正行為について

入札者（全ての役員、社員、支配人又は使用人）は、本競争入札に関し、以下の「誓約事項」を遵守すること。

また、入札者において、入札に関して不正があると疑われる事象に接した場合は、次の連絡先へ通報すること。

- ①入札公告に記載する担当部署
- ②NEXCO 西日本コンプライアンス通報・相談窓口
(<https://corp.w-nexco.co.jp/corporate/compliance/>)

5. 調査等への協力

入札に際して単価表等の内容から公正な入札の執行に関し疑義が生じた場合、あるいは不正行為等の疑いがあると NEXCO 西日本が認めた場合は別途、ヒアリング・資料の提出等を求める場合がある。入札者は、NEXCO 西日本の要請に対し、真摯かつ適切に対応すること。

6. その他入札等に係る留意事項

入札に際して入札手続が完了するまでは NEXCO 西日本社員への面会等を控えること。

誓約事項

入札者は、法令及び NEXCO 西日本の諸規程等を遵守し、公正な入札契約手続きを行うことを、以下のとおり誓約すること。

- 一 当社（全ての役員、社員、支配人又は使用人）は、次の各号に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項に規定する競売入札妨害若しくは同条第 2 項に規定する談合又は同法第 198 条に規定する贈賄
 - ロ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条に規定する私的独占及び不当な取引制限
 - ハ イ及びロに掲げる行為を行う目的で、NEXCO 西日本の役員又は社員と接触すること
 - 二 当社は、次のいずれにも該当しておらず、契約満了までの将来においても該当することはないこと。
 - イ 役員等（個人である場合はその者、法人にあっては非常勤を含む役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等、その他経営に実質的に関与している者も含む。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等（個人又は法人その他の団体をいう。以下同じ。）。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる法人等。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる法人等。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる法人等。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員との間で社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等。
- 三 当社が前項に該当する又はその恐れがあるとする情報を NEXCO 西日本が認知した場合、当社

は NEXCO 西日本が行う警察当局への事実確認の照会に協力すること。

四 当社は、入札に際して暴力団員等からの不当介入（不当要求、暴力的不当行為及び不当な誹謗中傷による健全な事業推進に対する妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、速やかに警察に通報して捜査上必要な協力を行うとともに、その内容を記載した書面により NEXCO 西日本に報告すること。

五 前4項のいずれかに反する事実が認められたときは、NEXCO 西日本は当社を入札に参加させず、又は入札執行を延期し、若しくは取り止めることができること。また、当社が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てないこと。

以上

第1 目的

この指示書は、西日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が締結する●●業務（以下「業務」という。）の委託契約における入札（随意契約の場合は「見積」と読み替える。特に記載のある場合を除き、以下同じ。）の円滑な遂行と契約の適正な履行を図るために必要な事項について入札に参加する者に指示することを目的とする。

第2 入札者を拘束する書類

入札者は、次に掲げる書類に拘束されるものとする。（このうち第1号、第2号、第3号、第4号、第6号、第7号、及び第10号を以下「入札関係書類」という。）

- 一 入札公告
- 二 技術審査要領又は入札説明書
- 三 入札者に対する指示書
- 四 単価表（会社が入札者に配布した単価表（単価及び金額が記載されていないもの）及び入札者が会社に提出した単価表（単価及び金額が記載されているもの））
- 五 入札書
- 六 契約書案（以下「契約書」という。）
- 七 契約書第1条に規定する仕様書等（以下「仕様書等」という。）
- 八 競争参加資格確認申請書
- 九 競争参加資格確認資料
- 十 追録その他これらを補足する書類

第3 入札参加者の義務等

①【一般競争入札及び条件付一般競争入札の場合の第1項は次のとおり】

- 1 入札者又はその代理人（以下「入札参加者」という。）は、入札公告に記載された入札書提出の期限及び場所に、入札書などの必要書類を持参又は郵送（書留郵便若しくは信書便に限る。以下同じ。）により提出しなければならない。

②【随意契約の場合の第1項は次のとおり】

- 1 見積者又はその代理人（以下「見積参加者」という。）は、見積方通知書に記載された見積書提出の期限及び場所に、見積書などの必要書類を持参又は郵送（書留郵便若しくは信書便に限る。以下同じ。）により提出しなければならない。
- 2 入札参加者は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

第4 入札前の調査等

- 1 入札者は、入札前に業務予定箇所、入札関係書類及び業務に関するその他の資料について十分調査するものとする。なお、業務予定箇所を調査しようとするときは、入札者に対する指示書（別紙）（以下「指示書別紙」という。）第1に定める契約担当部署に連絡の上、その指示に従わなければならない。
- 2 入札者は、労働者の供給その他業務に影響を及ぼす他の条件について、十分に満足の行くように調査するものとする。

①【一般競争入札及び条件付一般競争入札の場合の第5は次のとおり。】

第5 入札書の提出の期限及び場所

入札書の提出の期限及び場所は、入札公告に示す期限及び場所とする。

②【随意契約の場合の第5は次のとおり】

第5 見積書の提出の期限及び場所

見積書の提出の期限及び場所は、見積方通知書に示す期限及び場所とする。

第6 入札書提出時の書類

入札参加者は、入札書提出時に次の各号に該当する書類を提出しなければならない。

- 一 競争参加資格確認結果通知書【随意契約の場合は「見積方通知書」とする】の写し
- 二 単価表

①【一般競争入札又は条件付一般競争入札の場合の第7は次のとおり】

第7 入札書等の様式

- 1 入札書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 単価表の様式は、様式第3号のとおりとする。
- 3 提出する単価表は、入札金額に対応するものとし、会社が入札者に配布した単価表（単価及び金額が記載されていないもの）に、単価、数量等を記載するものとする。
- 4 単価表は、原則として電磁的記録を格納した電磁的記録媒体（CD-R）で提出するものとするが、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。

②【随意契約の場合の第7は次のとおり】

第7 見積書の様式

- 1 見積書の様式は、第2号のとおりとする。
- 2 単価表の様式は、様式第3号のとおりとする。
- 3 提出する単価表は、見積金額に対応するものとし、会社が見積者に配布した単価表（単価及び金額が記載されていないもの）に、単価、数量等を記載するものとする。
- 4 単価表は、原則として電磁的記録を格納した電磁的記録媒体（CD-R）で提出するものとするが、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。

第8 入札書の作成方法

- 1 入札書の作成は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - 一 入札書の記載数字は、算用数字を用いるものとする。
 - 二 入札金額は、入札関係書類により積算するものとする。なお、入札書の提出期限の前日までに会社が交付した設計図書を修正したときは、訂正後の設計図書に基づき積算するものとする。
 - 三 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた税抜き額を記載すること。なお、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した金額）をもって契約金額とする。
- 2 入札者が入札書を作成する場合の注意点は以下のとおりとする。
 - 一 入札者とは、当該業務における入札及び契約に係る権限を有している者であり、契約を締結する契約の名義人をいう。なお、入札者が法人である場合は、当該法人の代表者に限らず、事業部、支社、営業所の長等も含め、契約を締結する権限を有する者を入札者という。
 - 二 入札書は、契約書作成に用いる入札者の職印をもって作成するものとする。なお、外国人又は外国法人にあつては、入札者の署名を持って代えることができる。
 - 三 入札者が入札書を作成する場合は、開札への立ち会いや再度入札などの入札手続についても入札者が行うものとする。
- 3 代理人が入札書を作成する場合の注意点は以下のとおりとする。
 - 一 代理人とは、入札者から当該業務における入札に係る権限を委任された者をいう。なお、入札者が法人である場合は、入札者と恒常的な雇用関係にある社員を代理人とすること。
 - 二 入札書は、代理人の私印をもって作成するものとする。なお、外国人又は外国法人にあつては、代理人の署名を持って代えることができる。
 - 三 代理人が入札書を作成する場合は、入札者から代理人に対する権限委任を証明する委任状を作成し、提出すること。（様式第1号下段参照）
 - 四 委任状は、契約書作成に用いる入札者の職印をもって作成するものとする。なお、外国人又は外国法人にあつては、入札者の署名を持って代えることができる。
 - 五 代理人が入札書を作成する場合は、開札への立ち会いや再度入札などの入札手続についても当該代理人が行うものとする。なお、代理人の変更や復代理人の選定は認めない。

第9 入札書の提出の方法

- 1 入札書の提出は、持参又は郵送に限るものとし、電送による入札書の提出は、認めないものとする。

- 2 入札参加者は、入札書を提出した後は、開札（見積り合せ）の前後を問わず、引換え、変更又は取下げをすることができない。また、入札の辞退を行うこともできない。
- 3 入札参加者は、二重封筒を用いて、入札書を中封筒に入れた上封印し、指示書別紙第1に定める契約担当部署に提出しなければならない。この場合において、中封筒には入札者名、入札件名及び開札日時を表記し、表封筒には入札件名、入札者名を記載のうえ「入札書在中」と朱筆し、第6第1項の各号で規定する入札書類を表封筒と中封筒の間に入れるものとする。
- 4 郵送により入札書を提出したが提出期限までに到着しない場合、当該入札書は無効とする。

①【一般競争入札又は条件付一般競争入札の場合の第10は次のとおり】

第10 入札の辞退

- 1 入札を辞退しようとする者は、入札書提出の期限前に入札辞退書（様式第4号）を提出しなければならない。また、第17に規定する再度入札を辞退する者も、入札辞退届を提出しなければならないが、辞退の理由は明らかにする必要はない。
- 2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けない。

②【随意契約の場合の第10は次のとおり】

第10 見積り合せの辞退

- 1 見積り合せを辞退しようとする者は、見積書提出の期限前に入札辞退書（様式第4号の2）を提出しなければならない。第17に規定する再度見積を辞退する者も、見積辞退届を提出しなければならないが、辞退の理由は明らかにする必要はない。
- 2 見積り合せを辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けない。

①【一般競争入札及び条件付一般競争入札の場合の第10-2は次のとおり。】

第10-2 開札の日時及び場所

開札の日時及び場所は、入札公告に示す日時及び場所とする。

②【随意契約の場合の第10-2は次のとおり】

第10-2 見積り合せの日時及び場所

見積り合せの日時及び場所は、見積方通知書に示す日時及び場所とする。

第11 開札（見積り合せ）の方法

①【価格落札方式の場合の1は次のとおり】

- 1 開札（見積り合せ）は、開札（見積り合せ）の日時に入札参加者の面前において会社の社員が行う。この場合において、落札者（見積りの場合は契約の相手方。以下同じ。）となるべき者が決定する場合は最低入札者名及びその入札金額を、落札者となるべき者が決定しない場合は最低入札価格のみを2回朗読するものとする。なお、立ち会いは、入札書を作成した入札参加者のみ行うことができる。

②【総合評価落札方式の場合の1は次のとおり】

- 1 開札（見積り合せ）は、開札（見積り合せ）の日時に入札参加者の面前において会社の社員が行う。この場合において、落札者（見積りの場合は契約の相手方。以下同じ。）となるべき者が決定する場合は最高評価者名及びその評価値を、落札者となるべき者が決定しない場合は最低入札価格のみを2回朗読するものとする。なお、立ち会いは、入札書を作成した入札参加者のみ行うことができる。
- 2 入札参加者は、開札（見積り合せ）に立ち会う場合は、競争参加資格確認結果通知書【随意契約の場合は「見積方通知書」とする。以下同じ】の写し等本人確認ができるものを持参し、必要な審査を受けなければならない。ただし、開札（見積り合せ）の日時を過ぎた場合及び本人確認ができるものを持参しなかった場合は、開札（見積り合せ）の会場に入ることはできない。なお、立ち会いは、入札書を作成した入札参加者のみ行うことができる。
- 3 開札に立ち会う入札参加者がいない場合は、当該入札事務に関係のない会社の社員を立ち会わせて開札を行う。

【条件付一般競争入札、簡易公募型プロポーザル方式、標準プロポーザル方式及び随意契約の場

合は次の第4項を適用する】

- 4 開札の立ち会いにあたっては、第17に示す再度入札を実施する場合に備え、次に示す書類等を持参すること。
 - 一 再度入札に使用する予備の入札書
 - 二 当初の入札書作成に使用した印鑑

第12 公正な入札の確保

- 1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。なお、入札参加者の間に資本関係および人的関係がある場合において、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることを否定するものではない。
- 3 入札参加者は、落札者（見積りの場合は契約の相手方。以下同じ。）の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札者は、公正な入札の確保を図るため、指示書別紙第2に示す事項を遵守することを誓約した上で入札に参加または代理人を入札に参加させなければならない。

第13 入札の取り止め等

会社は、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められたときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

第14 入札の無効

- 1 次の各号の一に該当する場合は、入札書を無効とする。
 - 一 入札金額が訂正してある場合
 - 二 入札者の記名、押印（外国人又は外国法人にあつては、入札者の署名をもって代えることができる。）が欠けている場合
 - 三 誤字、脱字（数字の脱落を含む。）等により、意思表示が不明確な場合
 - 四 入札書に条件が付されている場合
 - 五 同一入札者の入札書が2通以上投入（提出）されている場合
 - 六 再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額で入札されている場合
 - 七 前各号に掲げる場合のほか、会社の指示に違反し、又は入札書に関する必要な条件を具備していない場合
- 2 次の各号の一に該当する場合は、入札を無効とする。なお、この場合は、再度入札に参加することができない。
 - 一 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - 二 入札に参加するために必要な書類に虚偽の記載をした者の入札
 - 三 同一事項の入札について、入札参加者が他の入札者の代理をしていると認められる場合
 - 四 明らかに連合によると認められる入札を行った場合
 - 五 社員の職務の執行を妨害して入札を行った場合
 - 六 前各号に掲げる場合のほか、会社の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していない場合

第15 落札者の決定

①【価格落札方式の場合の第11は次のとおり】

- 1 落札者は、契約制限価格の範囲内において、最低の価格を提示した者で、第14の規定に該当しない入札を行った者とする。
- 2 落札者となるべき者は、入札後、入札額に対応した単価表を会社に提出しなければならない。この場合において、会社は、当該落札者となるべき者に対し速やかに単価表の提出を求め、当該落札者となるべき者はこれに応じるものとする。

- 3 会社は、前項により提出された単価表のうち、不合理な単価、故意にわい曲されたと認められる単価又は小さな計算の誤りについては、その入札金額を変更することなく単価又は計算の誤りの修正を要求するものとし、当該入札者がその要求に応じない場合は、落札者とししないものとする。
- 4 契約制限価格の範囲内で最低価格の入札が第14の規定により無効となった場合、又は契約制限価格の範囲内で最低価格の入札者が前項及び第16の規定により落札者とされなかった場合は、会社は、契約制限価格の範囲内においてその次に低い入札金額を提示した入札者を落札者となるべき者とするものとする。
- 5 落札者が決定した場合は、会社から落札者へ落札決定の旨を口頭で通知するものとする。
- 6 落札者が消費税法の免税事業者である場合は、落札決定後直ちに免税事業者届(様式第5号)を提出しなければならない。

②【総合評価落札方式の場合の第11は次のとおり】

- 1 落札者は、契約制限価格の範囲内において、会社にとって最も有利な価格及びその他の条件を提示した者で、第14の規定に該当しない入札を行った者とする。
- 2 落札者となるべき者は、入札後、入札額に対応した単価表を会社に提出しなければならない。この場合において、会社は、当該落札者となるべき者に対し速やかに単価表の提出を求め、当該落札者となるべき者はこれに応じるものとする。
- 3 会社は、前項により提出された単価表のうち、不合理な単価、故意にわい曲されたと認められる単価又は小さな計算の誤りについては、その入札金額を変更することなく単価又は計算の誤りの修正を要求するものとし、当該入札者がその要求に応じない場合は、落札者とししないものとする。
- 4 契約制限価格の範囲内で評価値の最も高い入札が第14の規定により無効となった場合、又は契約制限価格の範囲内で評価値の最も高い入札者が第16の規定により落札者とされなかった場合は、会社は、契約制限価格の範囲内においてその次に高い評価値の入札を行った入札者を落札者となるべき者とするものとする。
- 5 落札者が決定した場合は、会社から落札者へ落札決定の旨を口頭で通知するものとする。
- 6 落札者が消費税法の免税事業者である場合は、落札決定後直ちに免税事業者届(様式第5号)を提出しなければならない。

第16 低入札価格調査

- 1 落札者となるべき者の入札金額が、その入札金額では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその入札金額で契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、第15第1項にかかわらず、落札者となるべき者とししないものとする。
- 2 当該業務には、落札者となるべき者の入札金額では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に調査する価格の基準(以下「調査基準価格」という。)がある。
- 3 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札を保留し、調査を実施する(以下「低入札価格調査」という。)
- 4 低入札価格調査の対象者は、調査に関するヒアリング等について協力しなければならない。
- 5 低入札価格調査の結果、落札者となるべき者の入札金額により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、直ちに低入札価格調査の対象者に落札者となるべき者となった旨を通知するとともに、他の入札者に対してはその旨を電話等の方法により連絡する。
- 6 低入札価格調査の結果、落札者となるべき者の入札金額により契約の内容に適合した履行がなされると認められなかったときは、当該入札者を落札者となるべき者とせず、次順位者を落札者となるべき者とする。この場合、低入札価格調査の対象者に対しては落札者となるべき者とししない旨の通知を、次順位者に対しては落札者となるべき者となった旨の通知をするとともに、他の入札者に対してはその旨を電話等の方法により連絡する。なお、次順位者の入札金額が調査基準価格を下回っていた場合は、あらためて低入札価格調査を行った上で、落札者となるべき者を決定するものとする。

①【一般競争入札の場合の第 17 は次のとおり】

第 17 再度入札

- 1 開札の結果、契約制限価格の範囲内の入札が得られないときは、当初と同じ入札者によって、1 回を限度として再度入札を行い、第 15 の規定と同様の措置により落札者を決定する。ただし、直ちに再度入札を行うことが出来ない場合は、会社が指定する日において再度入札を行う。
- 2 再度入札を行うこととなった場合、第 1 回の開札に立ち会わない者は、会社からの再度入札への参加意思確認の連絡に対し直ちに参加意思の有無を明らかにしなければならない。

②【条件付一般競争入札の場合の第 17 は次のとおり】

第 17 再度入札

- 1 開札の結果、契約制限価格の範囲内の入札が得られないときは、当初と同じ入札者によって、1 回を限度として再度入札を行い、第 15 の規定と同様の措置により落札者を決定する。
- 2 第 1 回の開札に立ち会わない者については、第 1 回の入札については有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなった場合は、再度入札を辞退したものとする。

③【簡易公募型プロポーザル方式、標準プロポーザル方式、随意契約の場合の第 17 は次のとおり】

第 17 再度見積

- 1 見積り合せの結果、契約制限価格の範囲内の見積が得られないときは、当初と同じ見積者によって、再度見積を行い、第 15 の規定と同様の措置により契約の相手方を決定する。
- 2 第 1 回の見積り合せに立ち会わない者については、第 1 回の見積り合せについては有効として取り扱うが、再度見積を行うこととなった場合は、再度見積を辞退したものとする。

第 18 同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定

- 1 落札となるべき同価格の入札を行った者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて、落札となるべき者を決定する。
- 2 前項の場合において、当該入札を行った者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない会社の社員がくじを引くものとする。

【不落随契対象外の案件については第 18-2 を削除する。】

①【価格落札方式の場合の第 18-2 は次のとおり】

第 18-2 不落札後の随意契約

落札者がいないとき又は再度入札に付しても契約制限価格の範囲内の入札が得られないときは、再度入札までの入札手続きにおいて低い入札金額を提示した入札者から順に見積書を徴取して随意契約（以下「不落随意契約」という。）を締結する場合がある。

①【総合評価落札方式の場合の第 18-2 は次のとおり】

第 18-2 不落札後の随意契約

落札者がいないとき又は再度入札に付しても契約制限価格の範囲内の入札が得られないときは、再度入札までの入札手続きにおいて評価値の高い入札者から順に見積書を徴取して随意契約（以下「不落随意契約」という。）を締結する場合がある。

第 19 契約上の注意事項

- 1 会社は、契約締結決定の旨を書面で通知するものとする。落札者は、会社所定の様式により契約書を作成し、契約締結決定の通知の翌日から起算して 14 日以内に記名押印（外国人又は外国法人にあっては、落札者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）の上提出しなければならない。ただし、会社の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- 2 前項の場合において、落札者又は会社が落札者と共に契約書に記名押印しないときは、当該契約は確定しないものとする。
- 3 前項の場合において、契約締結決定通知後、正当な理由がなく落札者が記名押印しないときは当該契約が確定しなかった旨を、会社が契約書に記名押印しないときはその理由を明示してその旨を、それぞれ通知する。
- 4 統括責任者の届けは、様式第 6 号によるものとする。
- 5 受注者は、再委任等契約の相手方に暴力団関係企業の排除に係る確約書（様式第 6 号の 2）

を提出させるものとする。

- 6 受注者は、発注者が前項に係る確約書の確認又は提出を求めた場合、速やかに確認又は提出するための措置を採るものとする。

①【一般競争入札又は条件付一般競争入札の場合の第21は次のとおり】

第20 仕様書等に関する質問

- 1 仕様書等に関する質問がある場合には、質問書（様式第7号）により技術審査要領又は入札説明書に示す契約担当部署へ質問提出期間内に提出するものとする。この場合において、質問書は持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。
- 2 前項により質問書の提出があった場合は、その質問に対して速やかに書面により回答するものとする。なお、質問及び回答内容は入札説明書（条件付一般競争入札の場合は業務提案書作成要領）に示す期間閲覧に供するとともに、申請書等を提出した入札者に電送するものとする。

②【簡易公募型プロポーザル方式又は標準プロポーザル方式の場合の第20は次のとおり】

第20 仕様書等に関する質問

- 1 仕様書等に関する質問がある場合には、質問書（様式第7号）により入札説明書に示す契約担当部署へ質問提出期間内に提出するものとする。この場合において、質問書は持参又は郵送によりするものとし、電送によるものは受け付けない。
- 2 前項により質問書の提出があった場合は、その質問に対して速やかに書面により回答するものとする。なお、質問及び回答内容は入札説明書に示す期間閲覧に供するとともに、技術提案書を提出させる者を選定するまでは参加表明書を提出した者に、技術提案書を提出させる者を選定した後は技術提案書を提出させる者として選定した者に電送するものとする。

③【随意契約の場合の第21は次のとおり】

第20 仕様書等に関する質問

- 1 仕様書等に関する質問がある場合には、質問書（様式第7号）により見積方通知書に示す契約担当部署へ質問提出期間内に提出するものとする。この場合において、質問書は持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。
- 2 前項により質問書の提出があった場合は、その質問に対して速やかに書面により回答するものとする。なお、質問及び回答内容は、見積者に電送するものとする。

第21 使用する言語

契約書類に使用する言語は、日本語とする。

①【一般競争入札による場合、又は、本契約の後に引き続き締結する契約を維持管理役務契約事務処理要領第19条第3項に基づく特命随意契約の対象としない業務を条件付一般競争入札、簡易公募型プロポーザル方式又は随意契約により発注する場合の第23は次のとおり】

第22 その他

- 1 本指示書及び仕様書等に掲げるもののほか、会社に提出する書類については、会社所定の様式によらなければならない。
- 2 当該業務の開始時間は、会社が特に指示する場合を除き、履行期間開始日の午前零時とする。

②【本契約の後に引き続き締結する契約を維持管理役務契約事務処理要領第19条第3項に基づく特命随意契約の対象とする業務を条件付一般競争入札又は簡易公募型プロポーザル方式により発注する場合の第23は次のとおり】

第22 その他

- 1 本指示書及び仕様書等に掲げるもののほか、会社に提出する書類については、会社所定の様式によらなければならない。
- 2 当該業務の開始時間は、会社が特に指示する場合を除き、履行期間開始日の午前零時とする。
- 3 当該業務に係る次年度の委託契約を、当該業務の受託者と随意契約により締結する場合がある。
- 4 当該契約については、履行期間満了前に、会社がA A A、A A、A、B及びCの5段階で業績評価を行い、受託者に評価結果を通知するとともに、必要に応じ改善指示又は指導を行う。この評価結果がB若しくはCの場合又は当該業務の受託者が重大な不祥事や事故等を起こした

場合は、次年度の随意契約は締結しない。また、上記の場合には当該契約の次の競争入札に参加することができないことがある。なお、評価期間終了後、履行期間満了日までに評価の結果に重大な影響を及ぼす事象が生じた場合は、これを考慮し、再度業績評価を行う。

- 5 前項の評価結果については会社において閲覧に供する。
- 6 当該契約を落札した者が当該契約の前の年度の受託者と同一である場合に、当該契約の前の年度の契約に対する業績評価結果がCの場合又は当該業務の受託者が重大な不祥事や事故等を起こした場合は、落札者と当該契約の締結をしないことがある。
- 7 当該業務の受託者は、会社の請求に応じ会社法（平成17年法律第6号）第440条第1条又は第2項に定める公告の写し若しくは同条第3号に定める電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書面（会社の請求日を基準日とし、過去1年以内の公告等に限る。）を提出するものとする。この提出がなかった場合は次年度の随意契約を締結しない。
- 8 当該業務の受託者が株式会社でない場合は、会社の請求に応じ貸借対照表又はその要旨の写し（会社の請求日を基準日とし、過去1年以内に作成したものに限る。）を提出するものとする。
- 9 第3項の随意契約を行う場合、会社が契約制限価格を作成するにあたっては、令和●年度【初年度に該当する年度を記載】の契約金額が令和●年度【初年度に該当する年度を記載】契約の契約制限価格に占める割合を考慮するものとする。

③【維持管理役務契約事務処理要領第19条第3項に基づく随意契約（次年度随意契約）により発注する場合の第22は次のとおり】

第22 その他

- 1 本指示書及び仕様書等に掲げるもののほか、会社に提出する書類については、会社所定の様式によらなければならない。
- 2 当該業務の開始時間は、会社が特に指示する場合を除き、履行期間開始日の午前零時とする。
- 3 当該契約については、履行期間満了前に、会社がAAA、AA、A、B及びCの5段階で業績評価を行い、受託者に評価結果を通知するとともに、必要に応じ改善指示又は指導を行う。この評価結果がB又は【当初契約を簡易公募型プロポーザル方式で手続きした場合に記載】Cの場合又は当該業務の受託者が重大な不祥事や事故等を起こした場合には、受託者が次年度の本業務の落札者であっても契約の締結をしないことがある。なお、評価期間終了後、履行期間満了日までに評価の結果に重大な影響を及ぼす事象が生じた場合は、これを考慮し、再度業績評価を行う。
- 4 前項の評価結果については、会社において閲覧に供する。
- 5 会社が当該業務の契約制限価格を作成するにあたっては、令和●年度【初年度に該当する年度を記載】の契約金額が令和●年度【初年度に該当する年度を記載】契約の契約制限価格に占める割合を考慮するものとする。
- 6 業務の開始時間は、会社が特に指示する場合を除き、履行期間開始日の午前零時とする。【当初契約を簡易公募型プロポーザル方式で手続きした場合に7を記載】
- 7 当該契約を落札した者が当該契約の前の年度の受託者と同一である場合に、当該契約の前の年度の契約に対する業績評価結果がCの場合又は当該業務の受託者が重大な不祥事や事故等を起こした場合は、落札者と当該契約の締結をしないことがある。

④【本契約の後に引き続き締結する契約を維持管理役務契約事務処理要領第19条第3項に基づく特命随意契約の対象とする業務を随意契約により発注する場合の第22は次のとおり】

第22 その他

- 1 本指示書及び仕様書等に掲げるもののほか、会社に提出する書類については、会社所定の様式によらなければならない。
- 2 当該業務の開始時間は、会社が特に指示する場合を除き、履行期間開始日の午前零時とする。
- 3 当該契約については、履行期間満了前に、会社がAAA、AA、A、B及びCの5段階で業績評価を行い、受託者に評価結果を通知するとともに、必要に応じ改善指示又は指導を行う。この評価結果がB若しくはCの場合又は当該業務の受託者が重大な不祥事や事故等を起こした場合は、次年度の随意契約は締結しない。また、上記の場合には当該契約の次の競争入札に参加することができないことがある。なお、評価期間終了後、履行期間満了日までに評価の結果に重大な影響を及ぼす事象が生じた場合は、これを考慮し、再度業績評価を行う。

- 4 前項の評価結果については、会社において閲覧に供する。
- 5 当該業務の受託者は、会社の請求に応じ会社法（平成17年法律第6号）第440条第1条又は第2項に定める公告の写し若しくは同条第3号に定める電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書面（会社の請求日を基準日とし、過去1年以内の公告等に限る。）を提出するものとする。この提出がなかった場合は次年度の随意契約を締結しない。
- 6 当該業務の受託者が株式会社でない場合は、会社の請求に応じ貸借対照表又はその要旨の写し（会社の請求日を基準日とし、過去1年以内に作成したものに限る。）を提出するものとする。

様式第1号（入札書）

入札書

金 _____ 円

（業務名） _____

入札者に対する指示書承諾の上、上記の金額により入札いたします。
備考 上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額が申込みに係る価格である。

令和 年 月 日

住所
会社名
役職名
氏名

印

【入札者（本人／代理人）】

西日本高速道路株式会社
●●支社長（●●支社●●事務所長）●●●● 様

委任状

私は、上記入札書に記名押印した者を代理人と定め、件名の入札及び見積りに関する権限を委任します。

令和 年 月 日

住所
会社名
役職名
氏名

印

【入札者（本人）】

【留意事項】

(1) 入札者について

入札者とは、当該業務における入札及び契約に係る権限を有している者であり、契約を締結する契約の意義人をいいます。したがって、法人の代表者に限らず、事業部、支社、営業所の長等も含め、契約を締結する権限を有する者が入札者となります。

(2) 入札書及び委任状の作成方法

本書は、以下のいずれかの方法により作成してください。それ以外の方法による本書の作成は認めません。

①入札者本人が作成し、入札・開札手続に参加される場合

- ・上段の入札書は、入札者本人の役職名、氏名等を記載し、契約書作成に用いる職印を押印の上、本人／代理人の別について本人を○（マル）で囲んでください。なお、外国人又は外国法人にあっては、職印を入札者の署名を持って代えることができます。
- ・下段の委任状を作成する必要はありません。

②代理人が作成し、入札・開札手続に参加される場合

- ・入札者が法人である場合は、入札者と恒常的な雇用関係にある社員を代理人としてください。
- ・上段の入札書は、代理人の役職名、氏名等を記載し、代理人の印鑑（私印で構いません）を押印の上、本人／代理人の別について代理人を○（マル）で囲んでください。なお、外国人又は外国法人にあっては、印鑑を代理人の署名を持って代えることができます。
- ・下段の委任状は、入札者本人が記載し、契約書作成に用いる職印を押印してください。なお、外国人又は外国法人にあっては、職印を入札者の署名を持って代えることができます。
- ・再度入札及び不落随契においては、当初入札において件名に関する入札の権限を代理人に委任しているため、再度入札及び不落随契での委任状の作成は不要です。

(3) その他

- ・「印鑑証明書」及び「使用印鑑届」の提出は不要です。

様式第2号（見積書）

見積書

金 _____ 円

（業務名） _____

入札者に対する指示書承諾の上、上記の金額により見積いたします。
備考 上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額が申込みに係る価格である。

令和 年 月 日

住所
会社名
役職名
氏名

印
【見積者（本人／代理人）】

西日本高速道路株式会社
●●支社長（●●支社●●事務所長）●●●● 様

委任状

私は、上記見積書に記名押印した者を代理人と定め、件名の見積りに関する権限を委任します。

令和 年 月 日

住所
会社名
役職名
氏名

印
【見積者（本人）】

【留意事項】

(1) 見積者について

見積者とは、当該業務における見積り及び契約に係る権限を有している者であり、契約を締結する契約の名義人をいいます。したがって、法人の代表者に限らず、事業部、支社、営業所の長等も含め、契約を締結する権限を有する者が見積者となります。

(2) 見積書及び委任状の作成方法

本書は、以下のいずれかの方法により作成してください。それ以外の方法による本書の作成は認めません。

① 見積者本人が作成し、見積り合せ手続に参加される場合

- ・ 上段の見積書は、見積者本人の役職名、氏名等を記載し、契約書作成に用いる職印を押印の上、本人／代理人の別について本人を○（マル）で囲んでください。なお、外国人又は外国法人にあっては、職印を見積者の署名を持って代えることができます。
- ・ 下段の委任状を作成する必要はありません。

② 代理人が作成し、見積り合せ手続に参加される場合

- ・ 見積者が法人である場合は、見積者と恒常的な雇用関係にある社員を代理人としてください。
- ・ 上段の見積書は、代理人の役職名、氏名等を記載し、代理人の印鑑（私印で構いません）を押印の上、本人／代理人の別について代理人を○（マル）で囲んでください。なお、外国人又は外国法人にあっては、印鑑を代理人の署名を持って代えることができます。
- ・ 下段の委任状は、見積者本人が記載し、契約書作成に用いる職印を押印してください。なお、外国人又は外国法人にあっては、職印を見積者の署名を持って代えることができます。
- ・ 再度見積りにおいては、当初見積りにおいて件名に関する見積りの権限を代理人に委任しているため、再度見積りでの委任状の作成は不要です。

(3) その他

- ・ 「印鑑証明書」及び「使用印鑑届」の提出は不要です。

様式第3号（単価表）

令和 年 月 日

西日本高速道路株式会社

●●支社長（●●支社●●事務所長）●●●● 様

住 所

会社名

役職名

氏 名

印

（代理人が提出する場合は、「代理人」と記載し、代理人氏名を記載し押印する。）

単価表の提出について

（業務名）

提出書類

【単価表を電子で提出する場合】

- ・単価表の電磁的記録を格納したCD-R

【単価表を紙で提出する場合】

- ・単価表

【単価表は仕様書によるものとする】

様式第4号の1 (入札辞退書)

令和 年 月 日

西日本高速道路株式会社

●●支社長 (●●支社●●事務所長) ●●●● 様

住 所

会社名

役職名

氏 名

印

入 札 辞 退 書

(業務名)

標記について、都合により入札を辞退します。

【辞退の理由】該当する項目に✓印をつけてください。(複数回答可)

その他の場合は括弧内に理由をご記入ください。

- 技術者の確保が困難なため
(上記の場合、技術者の確保が可能な時期について)
 2ヶ月以内 2ヶ月～4ヶ月以内 4ヶ月以上
- 手持ち工事・業務等が多く、施工・施行体制が整わないため
(上記の場合、体制が整う時期について)
 2ヶ月以内 2ヶ月～4ヶ月以内 4ヶ月以上
- 工事・業務等の条件では、採算が合わないと考えられるため
- 自社での施工・完了・履行・納入が困難なため
- 工事・業務等の条件が、希望に合わないため
- 工期・履行期間・納期が適切でないため
- その他 ()

※ご回答いただいた辞退理由は、この案件が契約に至らなかった場合の再発注等の際、参考とさせていただきます。

様式第5号（免税事業者届出書）

令和 年 月 日

西日本高速道路株式会社

●●支社長（●●支社●●事務所長）●●●● 様

住 所

会社名

役職名

氏 名

印

免税事業者届出書

下記の期間については、消費税法の免税事業者（同法第9条第1項本文の規定により、消費税を納める義務が免除されている）の予定であるのでその旨届出します。

記

免税期間	自	令和	年	月	日
	至	令和	年	月	日

以 上

様式第6号（統括責任者届）

令和 年 月 日

西日本高速道路株式会社

●●支社長（●●支社●●事務所長）●●●● 様

住 所

会社名

役職名

氏 名

印

統括責任者届

（業務名）

標記について、下記の者を統括責任者としますので、それぞれ本人の経歴書（別紙）を添えてお届けします。

記

統括責任者

職名

氏名

（注）経歴書は別紙とし、内容に本人の生年月日、取得資格、職歴、当該業務に関する経歴等を記載して下さい。

【業務内容に応じて適宜、必要最低限の経歴等に修正すること。】

以 上

様式第6号の2（確約書）

（確約書作成者の契約相手方）

〇〇 〇〇 様

確 約 書

業務名：_____

上記業務発注者：西日本高速道路株式会社 〇〇支社 〇〇事務所

私は、以下の事項について確約いたします。

- 1 私（当社）は次のいずれにも該当しておらず、契約満了までの将来においても該当しない法人等（個人又は法人その他の団体をいう。以下同じ。）であることを確約いたします。
 - 一 役員等（個人である場合はその者、法人にあっては非常勤を含む役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等、その他経営に実質的に関与している者も含む。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等。
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる法人等。
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる法人等。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる法人等。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員との間で社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等。
- 2 私（当社）は、この確約書のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで標記業務に係る契約を解除されても一切異議を申し立てず、また、賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私（当社）の責任とすることを確約いたします。

令和 年 月 日

所在地

事業者名

代表者名

印

様式第7号（質問書）

令和 年 月 日

西日本高速道路株式会社

●●支社長（●●支社●●事務所長）●●●● 様

住 所

会社名

役職名

氏 名

印

担当部署

担当者

電話番号

F A X 番号

質 問 書

（業務名）

標記について、以下のとおり設計図書等に関する質問をします。

番号	設計図書等の名称 及びページ番号等	質問内容

（備考）

1. 質問事項ごとに番号を付けてください。
2. 質問する内容が記載されている設計図書等（入札説明書、特記仕様書、図面など）の名称及びそのページ番号、条項番号等を記載してください。（例：「入札説明書 P. 10 7(1)」「特記仕様書 P. 7(3)」「図面 No. 25」等）
3. 質問がない場合は、質問書の提出の必要はありません。

入札者に対する指示書（別紙）

第1 契約担当部署は、次のとおりである。

西日本高速道路株式会社〇〇支社〇〇〇〇

（住所）〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇

（電話番号）000-000-0000

第2 入札者は、入札・契約手続きに関して、法令又は貴社の諸規程等を厳守し、公正な入札・契約を行うことを以下のとおり誓約します。

- 1 当社（全ての役員、社員、支配人又は使用人）は、次の各号に掲げる行為を行いません。
 - 一 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する競売入札妨害若しくは同条第2項に規定する談合又は同法第198条に規定する贈賄
 - 二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に規定する私的独占及び不当な取引制限
 - 三 前二号に掲げる行為を行う目的で、貴社の役員又は社員と接触すること
 - 四 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をすること
 - 五 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること
 - 六 監督又は検査の実施に当たり貴社の社員の職務の執行を妨げること
 - 七 正当な理由がなくて契約を履行しないこと
 - 八 貴社に提出する書類に虚偽の記載をすること
 - 九 その他貴社に著しい損害を与えること
 - 十 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用すること
 - 十一 前各号に掲げる場合のほか、法令又は貴社の諸規程等に違反するなど、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる行為
- 2 当社（全ての役員、社員、支配人又は使用人）は、1に規定する不正行為がある事実を知ったときは、速やかに貴社に届け出ます。
- 3 当社は、貴社の定める再就職に関する規制に反して、貴社の役員又は社員であった者を受け入れません。
- 4 当社は、当社が1、2又は3に違反したと認められる場合は、貴社の入札において、当社の競争参加資格が認められないことがあることについて、異議はありません。
- 5 当社は、当社が1第一号又は第二号に違反したと認められ、貴社と締結する契約書に基づき、貴社から違約金を請求された場合は、これを支払います。
- 6 当社は、1又は3に規定する不正行為等の疑いがあると貴社が認めるときは、貴社の要請に基づき、ヒアリング、資料の提出等に協力します。
- 7 この誓約に関し当社と貴社の間に紛争が生じ、協議が整わなかったときは、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とし、調停又は訴訟により解決を図るものとします。

以 上